

「こどもの居場所」アンケート報告書

【調査の目的】

こども基本法第11条の規定において、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、広く意見を募集し、今後の「こどもの居場所」の参考とするため実施。

【調査対象】

小学生～高校生、保護者、その他

【調査方法】

配布：市内公共施設等チラシ掲示及び配布

・市内全小学4年生～中学3年生の保護者宛にメールにて依頼文を配信

（※LINEやメールでの案内周知を予定していたが、災害により中止とした）

回答：市ホームページからちば電子申請サービスにより

【調査期間】

令和8年8月17日～9月13日

【調査結果】

ご意見をいただく方の属性

回答者	人数
高校	0
中学校	0
小学校	0
保護者	7
その他	0
計	7

ご意見をいただく方のお住まいの地区

①阿蘇・ 米本地区	②村上地区	③陸地区	④大和田 地区	⑤高津・ 緑が丘地区	⑥八千代台 地区	⑦勝田台 地区	⑧市外	計
0	0	0	3	2	1	1	0	7

【主なご意見】

居場所について

- ・屋外はもちろん、暑いときや雨のときに屋内で静かにしなくても友達と笑いながら読める図書室や、囲碁、将棋、ボケカができる屋内の部屋がほしい
- ・学童に4年生以降も入所できるよう、人数拡大や学校の教室などを開放してほしい
- ・児童館がほしい

今回の「みんなの居場所」について

- ・とてもありがたいサービス今後も継続してほしい
- ・場所の提供だけで子供が遊ぶには難しいと感じた
- ・場所が遠いので、他の地区にも作ってほしい